

## 上越地域消防事務組合インフレスライド条項の取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となった場合に適用する、上越地域消防事務組合財務規則（昭和47年上越地域消防事務組合規則第6号）第3条の規定において準用する上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第26条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）に関し必要な事項を定める。

### (準用)

第2条 インフレスライド条項の適用については、新潟県の「建設工事請負基準約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」（平成26年2月14日制定。以下「県マニュアル」という。）の規定を準用するものとする。

2 スライド額の算定に使用する単価等及び価格資料については、上越市の「インフレスライド条項の取扱要領」（平成29年1月16日実施。以下「市要領」という。）第3条及び第4条の規定を準用するものとする。

### (様式)

第3条 手続きに使用する様式については、県マニュアルの様式を、発注者名を「上越地域消防事務組合管理者」に変えて使用するものとする。

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年12月7日から実施する。